

令和6年10月9日(水)
生活環境部資源循環推進課
担当者 川畑 俊之
内線 4240
外線 076-225-1470

令和6年能登半島地震自費解体つなぎ資金利子助成制度の創設について

令和6年能登半島地震により、損壊した家屋等を自ら解体・撤去（自費解体）し、金融機関から解体費用に係る融資を受けた場合に、県がその借入額に係る利子の支払額の全部又は一部（最大5か月分）を助成する「自費解体つなぎ資金利子助成制度」を創設しました。

受付開始日：令和6年10月10日（木）

概要は、別添チラシに掲載しています。

詳しくは、石川県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/info/rishi.html>

自費解体つなぎ資金

利子給付金

自費解体（解体費用を立替えし、後日市町から払戻し）にあたり、自己資金がない場合に、**解体に必要な費用を金融機関から借り入れた際の利子を最大5か月分給付します！**

給付対象者

自費解体の資金を金融機関から借り入れた個人の方

- ✓ 罹災証明書で、「半壊」以上の判定を受けている方
- ✓ 損壊家屋等を解体する目的で、金融機関から融資を受けている方
- ✓ 市町に自費解体（解体費用の払戻し）の申請書を提出し、受理されている方

給付金額

金融機関からの借入れに係る利子を給付（最大5か月分）

- ✓ 金融機関発行の返済（予定）表等に記載の利子相当額
※ 返済（予定）が5か月に満たない場合は、5か月に満たない期間の利子相当額
- ✓ 利率・給付額の上限なし

申請から給付までの流れ

既に市町から払戻し済み、金融機関へ返済済みでも申請可能

1. 市町に「自費解体・撤去に係る償還申請書」提出後、県へ給付金の交付申請
(申請期限：令和7年3月31日)
2. 県から交付決定通知を送付
3. 県へ請求書を提出
4. 県から指定口座へ給付金を入金

くわしくは、県ホームページをご確認ください。

石川県 自費解体つなぎ資金利子給付金

検索

お問い合わせ先

石川県生活環境部資源循環推進課 076-225-1474

